

正義原則と類似からの議論

香 西 秀 信

1. 本稿で扱うテーマについて

1327年11月のある美しい朝、フランチェスコ会修道士バスカヴィルのウィリアムは、弟子のアドソを連れて、北イタリアのある山上の僧院を訪れた。ここで教皇ヨハネス22世の使節団と、皇帝ルートヴィヒを後ろ楯とするフランチェスコ会の使節団との会談が行われることになっていたのである。ところが、二人が僧院に来てからというもの、僧院内では奇怪な殺人事件が次々と起こり、ウィリアムは僧院長から事件の調査を依頼されることになった。調べていくうちに、事件を解く鍵が謎の文書館にあるとにらんだウィリアムは、僧院長にそれとなく誘いをかけてみる。

「わたしは一介の修道士に過ぎません。ただ、ずいぶん昔に、異端審問に加わって、腕を揮ったおぼえがあるだけです。二日や三日で真相が明らかにならないことぐらひは、あなたにもおわかりいただけるでしょう。それに、どれほどの権威を、私に委ねてくださっているのですか？ 文書館の奥にまで入ってもよろしいのですか？ あなたの権威を楯にして、何でも問い糺して歩いてよろしいのですか？」

「今回の犯罪事件と文書館との間に繋がりがあるとは思えません」不機嫌な顔で、僧院長が言った。

「アデルモは細密画家であり、ヴェナンツィオは古典の翻訳者であり、ベレンガリーオは文書館長の補佐でした……」ウィリアムが丁寧に説明を始めた。

「そういう意味ならば、六十名の修道僧全員が、文書館と関わりをもっています。みなが聖堂と関わりを持っているのと同じです。では、なぜ聖堂の内部は探されないのですか？ ウィリアム修道士、あなたは、わたしの要請に基づいて、またわたしがお願いした範囲内で、調査をしてくださいばよいのです。それ以外のことは、この僧院の周壁の内部に関するかぎり、わたしが唯一の主人なのです。(後略)」⁽¹⁾

これは、ウンベルト・エーコ (Umberto Eco) の有名な小説『薔薇の名前』(*Il Nome della Rosa*, 1980)の一節であるが、ここで問題にしたいのは、上記の引用のうちで下線で示した僧院長の議論の方法についてである。ウィリアムは文書館の調査を認めて欲しいと(暗に)僧院長に要求する。なぜならば、殺された三人が三人ともそれと関わりを

持っていたからである。これに対して、文書館にふれられたくない僧院長は「では、なぜ聖堂の内部は探されないのですか」と切り返す。すなわち、三人とも関わりを持っていたという理由で文書館を調査するならば、同様に三人とも関わりを持っていた聖堂をも調査すべきである。そしてもし聖堂の調査など馬鹿馬鹿しいと考えるならば、文書館の調査の口実として挙げた「三人ともそれと関わりを持っていた」という理由は成り立たないではないかというのである。

ここで僧院長が用いた議論の型を、修辞学（レトリック）では「類似からの議論」と呼ぶ。（飽くまでも型だけであって、僧院長の議論が正当かどうかはまた別問題である。）本稿は、この「類似からの議論」を分析し、その議論法としての性格を明らかにすることを目的とする。⁽²⁾

2. 類似からの議論——その基本原理

類似からの議論という議論型式はなにゆえに説得力をもつのか？ この問いに対しては、「正義原則」（rule of justice, règle de justice）という考え方を援用することにより、かなり正確に答えることができる。正義原則とは、ベルギーの修辞学者カイク・ペレルマン（Chaim Perelman）によれば、「同じ本質的範疇に属するものは同じ待遇を受けるべきである」（les être d'une même catégorie essentielle doivent être traités de la même façon）⁽³⁾という原理である。これを実例をもとにして説明してみよう。

私は日本人がどうしてバレーボールに身長制を導入しろと主張しないのが不思議でならない。そもそもスポーツとは同じ身体条件の者が、同一の条件の下で争ってこそ面白い筈だ。大人と子供、男と女と一緒に試合をしないのも、大人や男が勝つのが当たり前で、面白くも何ともないからだろう。（中略）

しかもスポーツにはレスリングや拳闘を始めとして、すでに体重制を採っているものが多々ある。身長制を加えて悪い筈はない。バレーやバスケットに、例えばマサイ級、モンゴル級、バンタム級といったランクをもうければ、身長が違うことから来るハンデキャップ、そしてそれを乗り越えるための悲愴とも言える努力は全く不必要になるわけだ。

鈴木孝夫『武器としての言葉』⁽⁴⁾

鈴木氏はバレーボールやバスケットボールに身長制を導入せよと主張する。そしてその根拠の一つとして、スポーツにはすでに体重制を採っているものがあるという事実を指摘する。つまり、同じスポーツ種目という範疇内において、ある種目が体重差による不公平を認めて体重制を採っているならば、同様に身長差が勝敗に大きく影響する種目に身長制を採り入れることも正当とみなされるべきであるという論法である。「互いに大変似ている二つの状況に対し、対応の仕方を変えることは、不公正を含むものとしてふつつう不正とみなされている。⁽⁵⁾」このように、類似からの議論は、正義原則によってその議論法としての説得力を与えられているのである。なお、先に挙げたペレルマンの定義

に「同じ本質的範疇に属するもの」とあるが、類似からの議論においては、この範疇は暗示されるだけの場合が多く、上の例のように明示される（スポーツ種目）ことは少ない。これについて、典型的な例を一つ挙げて説明を加えてみよう。

渡る世間に腹をたてることばかりはないと見える。数日前の「読売新聞」に、夫の浮気の虫を封じるため「男性のシンボル」を切取つた女のことが出てゐた。

をかしいのは、その女のことでなく、懲役三年（執行猶予三年）といふ寛大なる判決の理由である。その第一には、「原因が夫の浮気にあることはもちろんだが、夫が就寝中殺すこともできたのにシンボルを切取るだけにとどめたこと。」

私はそれを読んで、まづあつけにとられ、つぎに吹きだしてしまつた。この手でいくと、放火も出来たのに、物盗りですませたのは殊勝だといふことになり、強盗にはひつて、夫婦二人とも殺せたのに、一人ですませたのは罪が軽いといふことにもなるかねない。さう思つて、あつけにとられたのである。 福田恆存「裁判ごっこ」⁽⁶⁾

ここで、福田氏は、「夫が就寝中殺すこともできたのにシンボルを切取るだけにとどめたこと」という情状酌量の理由をとりあげ、それならば類似の状況である「放火も出来たのに、物盗りですませた」や「強盗にはひつて、夫婦二人とも殺せたのに、一人ですませた」にも同様の判断をしなければならなくなるではないかとして、この判決を揶揄しているのである。この場合、上の三つの状況を括る範疇（より重い犯罪も可能でありながら、それよりも軽い犯罪だけにとどめたこと）は議論中には明示されていない。議論は具体的な一つの状況（事例）から、それと類似した他の状況（事例）へと、範疇を介さずに直接的に移っていくのである。

類似からの議論の特徴をさらに細かく分析するために、それと類縁関係にある「譬え」による議論との違いを考えてみよう。この二つの議論型式はいずれも類似にもとづくものである。まず、それぞれの実例を一つずつ挙げる。

結局、日本国民は、元来外国語をしゃべる必要のない状況に置かれているのである。したがって、日本人一般が、むりやりに外国語会話を練習する必要など、あまりない、と筆者は思う。だからやたらに会話、会話などとさわぎたてない方がいい。最近の大学生は、英語の授業がつまらない、オラルをもっとやれ、などという要求をよく出してくる。要求ばやりの世の中だから、そういうことを言ってもけつて悪いとは言わないが、実は一週に一ぺんぐらいチーチーパッパをやってもまったく無意味なのである。（中略）たとえばアメリカで移民に英語教育をするときのように、一時間教室で習ったオラル・ドリルが、外に出ればすぐ生かせるという環境があるならいざ知らず、一億の日本語国民にとりかこまれながらの週一時間の英会話の時間でなんとかなると思つたら大間違いだ。それは、太平洋に赤チンを一、二滴落とすようなもので、海が赤くならない、ならないと言ってさわぎたてる方がどうかしているのだ。

実用的に英語を十分活用したい人は、中学校や高等学校で習った基礎の上に立って別に学習してほしい。中学校がすんでからでもいい、高等学校がすんでからでもいい、大学のあとでも良い。(中略)今の学校制度の下で、実業家や政治家の要求するような英語力の養成を望むのは無理である。学校英語というものは、そんな目的に添うようにはできていないものだ。実用的なものにしたければ自分でやるべきである。野球選手だって水泳選手だって、体育の時間だけであられだけ練達したのではない。国際社会で外国語の選手になりたければ、野球や水泳の選手なみに猛訓練を受けるべきである。

福原麟太郎「日本の英語——学校英語について」⁽⁸⁾

前者が「譬え」による議論の例であり、後者が類似からの議論の例であるが、この両者の違いは何か。これについて、足立幸男氏は次のようにいう。「このタイプの(筆者注：類似からの)議論においては、一つの(時には、複数の)ケースについてのデータから、それと同一のカテゴリーに属する他のケースに関する主張が導き出される。」「二つのケースが異なるカテゴリーに属するものである時には、『比喩』(Figurative Analogy)による議論(筆者注：筆者のいうところの「譬え」による議論と同じ)——それについては、後に説明する——にならざるをえない。」⁽⁹⁾すなわち、足立氏によれば、類似からの議論においては、データにおけるケースと、主張におけるケースとは、同一のカテゴリーに属するが、「譬え」による議論においては、その二つのケースは異なったカテゴリーに属するというのである。このような解釈は、足立氏に限らず、外国の修辞学者にもみられるものであるが⁽¹⁰⁾、問題は二つのカテゴリーが同じであるかどうかということをもどくのようにして判断すればいいのかということである。なるほど「一億の日本語国民にとりかこまれながらの週一時間の英会話」と「太平洋に赤チンを一、二滴落とすこと」とは確かに異なったカテゴリーに属しているような気がする。また、「野球や水泳が学校の授業時間だけではさほど上達しないこと」と「英語が学校の授業時間だけではさほど上達しないこと」とは属するカテゴリーは同じかもしれない。が、例えば次のような議論の場合はどうか。「大学では評論家も学者とは認めないの。ほら、マルクスやらポスト・モダニズム批判やらやってる空桶谷弁人って文芸評論家がいるでしょ。あのひと文壇であれだけ認められていて、しかも売れっ子でありながらさあ、大学じゃいまだに一般教養の、英語の教授だもんね。ヴィルヘルム・ケンプがバイエル教えるみたいなもんですよ。」⁽¹¹⁾私は、「譬え」による議論に分類するが、おそらく足立氏も同意見であろう。しかし、「高名な文芸評論家空桶谷氏が一般教養の英語を教えること」と「ケンプがバイエルを教えること」とは、何をもちてカテゴリーが異なるといえるのか。まさか文学と音楽という単純な話ではあるまい。念のために次のような議論も創作しておこう。「空桶谷さんに一般教養の英語を教えさせているなんて、ドストエフスキーを第二外国語のロシア語の先生に雇っているようなものですよ」私はこれも「譬え」による議論だと

思うが、「譬えるコト」と「譬えられるコト」は果たして異なったカテゴリーに属しているであろうか。——このように「譬え」による議論と類似からの議論との違いを説明するのに、データの属するカテゴリーが同一か否かという観点はあまり有効ではない。私はここで、全く別の説明を試みてみたい。

「譬え」による議論と類似からの議論とは、その性格上明白な違いがある。先に引用した例で、増田氏は、「一億の日本語国民にとりかこまれた環境」における「週一時間の英会話」は「太平洋」に「赤チンを一、二滴落とす」ようなものであると指摘する。ここで重要なのは、旧稿でも論じたように⁽¹²⁾、「譬え」による議論における類似とは関係の類似であるということである。つまり、「一億の日本語国民にとりかこまれた環境」と「太平洋」、あるいは「週一時間の英会話」と「赤チンを一、二滴落とす」ことが似ているのではなく、「一億の日本語国民にとりかこまれた環境」に対する「週一時間の英会話」の関係と、「太平洋」に対する「赤チンを一、二滴落とす」こととの関係が類似しているのである。増田氏は、「太平洋」に「赤チンを一、二滴落とす」ことを無意味だと考えるならば、それと同じ（類似した）関係を持つ「一億の日本語国民にとりかこまれた環境」で「週一時間の英会話」をすることも、無意味であると考えよと主張しているのである。

これに対して、福原氏の議論（類似からの議論）においては、「野球」・「水泳」と「外国語（語学）」とは、直接的な類似関係にあるものとみなされる。すなわち、「野球」や「水泳」が「学校の授業時間だけではさほど上達しない」ということを認めるならば、正義原則により、それらと類似した（同類である）「外国語（語学）」においても、「学校の授業時間だけではさほど上達しない」という同様の判断をせよと要求しているのである。このように、「譬え」による議論と類似からの議論との違いは、類似が関係の類似であるかあるいは直接的な類似であるかという点から説明ができる。

3. いくつかのヴァリエーション

二章で述べたように、類似からの議論は正義原則によってその説得力を与えられている。Aという事例においてSという扱いをしたならば、Aと「同じ本質的範疇に属する」（本質的諸点において類似している）事例BについてもSという扱いをすることが正義に適っている（公正である）とみなされる。もし敢えて他の扱いをしようとするならば、それを正当化する理由の説明が要求されるのである。先に挙げた鈴木孝夫氏や福原麟太郎氏の議論は、この正義原則の基本形にそった類似からの議論の例である。もし、あるスポーツ種目が体重差による不公平を認めて体重制を採用していることが承認されているならば、身長差による不公平が認められるスポーツ種目が身長制を導入することもまた承認されなければならない。野球や水泳が正規の体育の授業だけではさほど上達するものではないということ認めるならば、同じく外国語（語学）においても正規の授業時間だけでは大して上達しないということ認めなければならない。——これが彼らの議論の基本的構造である。

ところで、類似からの議論には、上に述べたような基本形だけでなく、いくつかのヴ

アリエーションがみられる。これは例えば次のような形である。もしAという事例においてSという扱いをしたならば、Aと「同じ本質的範疇に属する」（本質的諸点において類似している）事例BについてもSという扱いをしなければならない。しかしながら、BにSという扱いをすることは不都合である。したがって、(1) AにSという扱いをしたことは間違っている。(2) Bという事例には問題がある。それぞれについて具体例を挙げてみよう。まず(1)について。

白人のアメリカ英語だけを教えてフィリピンの英語を教えないのがラミス氏のように差別だというなら、海外の日本語学校で標準語を教えてハワイ二世の日本語や東北弁や九州弁を教えないのが差別だということになります。何が標準語かは必ずしも簡単に定義できないかも知れませんが、英語ならBBC（イギリス）、NBC（アメリカ）のアナウンサーの使う英語が標準語で、外国語教育にあたっては方言ではなく標準語中心というのが当然の原則でしょう。 澤田昭夫『外国語の習い方』⁽¹³⁾

ラミス氏は、日本の学校が白人の英語だけを教えてフィリピンの英語を教えないのは差別であると主張する。これに対して澤田氏は、それでは海外の日本語学校で標準語を教えて二世の日本語や方言を教えないという類似の状況も差別と考えるかと応じる。そしてもしそれを差別と考えないならば、同様に日本の学校における英語教育の在り方も差別と考えるてはならないとするのである。次に(2)の例を挙げる。

ところが、これほど日本の教育の中で大きな位置を占めている英語教育の成果が、不思議なことにどうも思わしくないという点では、立場の相違、問題点の把握の違いはあっても、ほとんどの人々の意見が一致しているようである。一口に言えば、これらの人々の英語が使いものにならないのだ。

使いものにならないとは、大学を出ても英語の手紙一本満足に書けないとか、英字新聞もろくに読めるようにならないなどという末梢的な実用性のことだけではない。これほど学校が英語に力を入れているのに、英語が身につけて大学を出る人があまりに少なすぎるということなのである。なにしろ英語を十年近くもやったのならば、人それぞれの好みや必要に応じて、いちおう英語を使って何かやれる人が、もっと出てきてもよい筈だ。

たとえばピアノを十年近くも習って、ジャズでもいい、ショパンでも、モーツァルトでもいい、とにかく何かしらの曲が弾けるようにならない人がいるだろう。お茶にしてもお花にしても十年もやれば、少しは格好がつくのが普通ではないだろうか。それなのに何故英語は身につかないのだろうか。

鈴木孝夫『閉ざされた言語・日本語の世界』⁽¹⁴⁾

鈴木氏はまず、ピアノやお茶やお花は十年もやれば何らかの成果があるものであると

いうことから論じ始める。とすれば、それらと（技術体系という点で）類似の（同類の）ものとみなされる英語においても、十年もやればある程度の成果が期待されるであろう。しかしながら、実際には、英語は十年近くやっているにもかかわらず全くものになっていない。——ここから日本の英語教育の在り方には何か間違いがあるのではないかという疑問が提出できるのである。

このような形をとる類似からの議論は、ヴァリエーションという表現を用いたが、現実の議論の中では、むしろ基本形よりも頻繁に現れるものである。（先に挙げた『薔薇の名前』の例や福田恆存氏の議論も（1）の型にあてはまる。）

本章の終わりに、正義原則の適用のヴァリエーションとして、相互性の議論と呼ばれている議論型式についてふれておきたい。相互性の議論とは、これもペレルマンによれば「互いに対をなしている二つの状況に対して同じ扱いをしようとする」(visent à appliquer le même traitement à deux situation qui sont le pendan l'une de l'autre) ⁽¹⁵⁾ 議論である。すなわち、この型の議論においては、正義原則は類似の状況ではなく対称的・相関的な状況に対して適用される。古典修辞学のテキストからその実例を拾ってみよう。「学ぶことが尊敬すべき行為であるならば、教えることもまた尊敬すべき行為である。」⁽¹⁶⁾ 「もし心ならずもわれわれに害を加えた人に対して怒るのが正しくないならば、強いられてよくしてくれた人に対して感謝することも適当でない。」⁽¹⁷⁾ 「もし諸君が徴税権を売ることを恥ずかしく思わないならば、われわれもそれを買うことを恥としない。」⁽¹⁸⁾ 「もし大柄な子供を大人とみなすならば、小柄な大人は子供だと決めなければなるまい。」⁽¹⁹⁾ これらの議論は、対称的・相関的な状況を同一視することを要求しているのである。

4. 反論の方法

では、類似からの議論に対して反論を加えるには、どのような方法が可能であろうか。これには、類似からの議論が正義原則にもとづいている以上、それが適用されなくなる条件を考えればそれですむ。すなわち、二つの状況間の（本質的）類似性を否定すればよいのである。例えば次のような類似からの議論は簡単に反駁できる。

気が遠くなるほど永い間にわたって、お前はかつてこの世に存在しなかった。ところが、お前はそのことを、今、悲しんでいるわけではない。お前がいなくてもこの世が存在し得ていた所以を理解し得ないからといって、お前はわめき立てているわけではない。

ところが、お前が存在しなくなる運命にある、これから先の永遠というものについては、お前はそれを受け入れ難いと主張してやまない。明らかに、お前は首尾一貫していない。

レフ・シェストフ『死の哲学』⁽²⁰⁾

言うまでもないことであるが、自分が生れる前の（自分の）非存在と自分が死んだ後

の非存在とを同一視することはできない。あるものを最初から所持していないこととそれを喪失したこととは、同じ「持っていない」状態であっても意味が違うように、自分が生れていないことと自分が死んでいることとは、自分が「存在しない」状態であってもその意味は違うのである。よって我々には「首尾一貫」する必要などさらさら無い。もう一つ例を挙げてみよう。

こういうことをいうと、お前は作句の経験がないからだという人がきつとある。そして「俳句のことは自身作句して見なければわからぬものである」という（水原秋桜子、「黄蜂」二号）。ところで私は、こういう言葉が俳壇でもっとも誠実と思われる人の口からもれざるを得ぬというところに、むしろ俳句の近代芸術としての命脈を見るものである。十分近代化しているとは思えぬ日本の小説家のうちにすら、「小説のことは小説を書いて見なければわからぬ」などといったものはない。ロダンは彫刻のことは自分で作ってから言えなどとはいわなかったのである。映画を二、三本作ってから『カサブランカ』（中略）を批評せよなどといわれては、たまったものではない。しかし俳句に限っては、「何の苦勞もせずして、苦勞している他人に忠告がましい顔をして物を言うことはないと思う」（秋桜子、同上）というような言葉が書かれうるのは、俳句というものが、同好者だけが特殊世界を作り、その中で楽しむ芸事だということをよく示している。

桑原武夫『第二芸術』⁽²¹⁾

桑原氏は、「俳句のことは自身作句して見なければわからぬものである」という意見に対し、小説や彫刻や映画などの分野ではそのようなことを言う者はないと反論して、俳句の前近代性を指摘する。しかし、ここで問題なのは、果たして「俳句を作る」と、「小説を書く」、「彫刻を作る」、「映画を製作する」を類似の状況とみなせるかということである。結論から言えば、小説と彫刻はともかく、映画については、明らかにこの文脈で例として出すことは不適切である。なぜなら映画を作ることの困難さには、俳句のそれとは全く別の要素が加わるからである。桑原氏は「映画を二、三本作ってから（中略）批評せよなどといわれては、たまったものではない」と言う。しかしなぜ映画についてだけは「たまったものではない」のか。それは、映画の製作には、資金や技術などいわゆるハード面において、他の芸術とは桁はずれの困難さが伴うからにほかならない。したがって、自分で映画を作ってから他人の映画を批評せよなどと無茶なことを言う映画人がいないのは当然のことといえよう。俳句の場合とは違うのである。

上述の例は、明らかに誤った類似からの議論の例であるが、同様の批判は「正しい」議論に対しても可能である。本稿で今までに取上げてきた例文にしても、決して批判を許さぬ完璧なものではない。なぜなら、類似からの議論は、二つの類似した状況を同じやり方で扱うことを要求するが、その類似性は本来的なものではなく論者がその時々議論の目的によって設定したものにすぎないからである。したがって、その気になればいくらでも差異点を見付けだすことが可能である。それらの差異が、重要な（本質的な）

ものであるかあるいは無視してよいものであるかは、その議論の目指す目的との関係によって決まってくるが、論争の余地は残る。例として二章で扱った福原麟太郎氏の議論を再び取上げてみよう。福原氏はいう。「野球選手だって水泳選手だって、体育の時間だけであれだけ練達したのではない。国際社会で外国語の選手になりたければ、野球や水泳の選手なみに猛訓練を受けるべきである。」これに対して次のように反論したとすればどうだろうか。「英語の時間には英語だけを勉強しますが、体育の時間には野球や水泳だけを練習するものではありません。したがって体育の時間だけで野球や水泳がさほど上達しないのは当然です。もし、英語の時間なみに野球の時間水泳の時間というのがあれば中高六年間で相当上達するはずで。英語は学校の授業時間だけでは上達しないなどというのは言い逃れです。」私がここで試みに見出だした差異（英語の時間と体育の時間との）は重要だろうか。それとも無視してかまわないものなのだろうか。これは一例であるが、このように、類似からの議論は絶えず差異の指摘によって脅かされている議論法であるといえよう。

- 注1 ウンベルト・エーコ、河島英昭訳、『薔薇の名前』上、東京創元社、1990年、338-39ページ。
- 2 本稿は、独立した論考のかたちをとっているが、私が行っている一連の研究の中に位置づけられ、「説得的言論の発想型式に関する研究（3）——類似からの議論（その2）——」に相当するものである。この（一連の）研究の意義および一貫したテーマについては、以下の拙稿を参照していただきたい。香西秀信、『説得的言論の発想型式に関する研究（2）——類および定義からの議論——』、『宇都宮大学教育学部紀要』、39（1989年2月）、第一部、1-2ページ。
- 3 カイム・ペレルマン、三輪正訳、『説得の論理学』、理想社、昭和55年、105ページ。Chaim Perelman, *L'empire Rhétorique*, Vrin, 1977, p.81, 正義原則については以下の文献も参照。足立幸男、『議論の論理』、木鐸社、1984年、110ページ。Chaim Perelman et Lucie Olbrechts-Tyteca, *Traité de L'argumentation*, Edition de L'universite de Bruxelles, (1958) 1988, pp.294-97. Chaim Perelman, *The New Rhetoric and the Humanities*, Reidel, 1979, p.20f., 131. ペレルマン、江口三角訳、『法律家の論理』、木鐸社、1986年20, 289-90ページ。なお、Stephen Toulminらが *stare decisis* と呼び、Perry Weddleが *moral argument* と名付けて展開している理論も正義原則と同様のものである。Stephen Toulmin et al., *An Introduction to Reasoning*, McMillan, (1978) 1984, pp.216-19. Perry Weddle, *Argument: A Guide to Critical Thinking*, McGraw-Hill, 1978, pp.151-53.
- 4 新潮社、昭和60年、249-50ページ。
- 5 ペレルマン、『説得の論理学』、106ページ。Perelman, *L'empire Rhétorique*, p.81.
- 6 『福田恆存全集』、第四巻、文藝春秋、昭和62年、417-18ページ。
- 7 梅棹忠夫・永井道雄編、『私の外国語』、中公新書、(昭和45年) 昭和52年、186-87ページ。
- 8 『福原麟太郎著作集』、第九巻、研究社、昭和44年、162-63ページ。
- 9 足立幸男、『議論の論理』、109-11ページ。
- 10 Frank J. D'Angero, *Process and Thought in Composition*, Winthrop Publishers, (1977) 1980, p.272f.
- 11 筒井康隆、『文学部唯野教授』、岩波書店、1990年、39ページ。
- 12 香西秀信、『「譬え」による議論の修辭学的分析』、『日本語と日本文学』、13（平成2年10月）、2ページ。
- 13 講談社学術文庫、(昭和59年) 昭和60年、145ページ。
- 14 新潮社、(昭和50年) 昭和56年、209ページ。
- 15 Perelman et Olbrecht-Tyteca, *Traité de L'argumentation*, p.297

- 16 Quintilianus, *Institutio Oratoria*, trans. H. E. Butler, Loeb Classical Library, (1921) 1977, V. x, 78.
- 17 アリストテレス、池田美恵訳、『弁論術』（『世界古典文学全集』、第十六巻、筑摩書房、〈昭和141年〉昭和61年）、1397a
- 18 アリストテレス、『弁論術』、1397a
- 19 アリストテレス、『弁論術』、1399a
- 20 植野修司訳、雄渾社、昭和55年、84ページ。
- 21 講談社学術文庫、（昭和51年）昭和161年、19-20ページ。

(宇都宮大学教育学部 助教授)